

2026

JA IBARAKIMINAMI REPORT



 JA茨城みなみ

ディスクロージャー誌

J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
JA茨城みなみは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2026 JA茨城みなみの現況」を作成いたしました。
皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月
茨城みなみ農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

(令和8年1月31日現在)

◆設立	平成元年8月
◆本店所在地	茨城県取手市毛有111
◇出資金	21億7,948万円
◇総資産	1,110億7,443万円
◇単体自己資本率	20.62%
◇組合員数	10,786人
◇役員数	32人 (うち常勤4人)
◇職員数	172人
◇支店・営業店舗数	5支店 14営業店舗 2葬祭提携ホール

※記載した金額は、表示単位未満を切り捨てで表示していますので、合計と合致しない場合があります。
※金額が千円未満の科目は「0」で表示し、取り引きはあるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

目 次

	ページ
【基礎資料編】	
ごあいさつ	5
経営理念	6
経営方針	6
経営管理体制	7
事業の概況(令和7年度)	8
事業活動のトピックス(令和7年度)	13
農業振興活動	14
地域貢献情報	15
リスク管理の状況	17
自己資本の状況	23
系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)	24
事業のご案内	25
JAの概況・組織	
沿革・あゆみ	42
機構図	43
役員構成	44
組合員数	45
組合員組織の状況	45
地区一覧	46
店舗等のご案内	46
特定信用事業代理業者の状況	47
会計監査人の名称	47
【経営資料編】	
決算の状況	
貸借対照表	49
損益計算書	51
キャッシュ・フロー計算書	53
注記表	54
剰余金処分計算書	74
部門別損益計算書	75
財務諸表の正確性等にかかる確認	77
会計監査人の監査	77
損益の状況	
最近の5事業年度の主要な経営指標	78
利益総括表	79
資金運用収支の内訳	79
受取・支払利息の増減額	79
経営諸指標	
利益率	80
貯貸率・貯証率	80
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	80
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	81
各事業の実績	
信用事業	82
共済事業	90
購買事業	91
販売事業	92
保管事業	93
加工事業	93
利用事業	93
宅地等供給事業	94
直売事業(直売所・インショップ等)	94
その他の事業	94
指導事業	94

目 次

	ページ
【自己資本の充実の状況編】	
自己資本の構成に関する事項	97
自己資本の充実度に関する事項	99
信用リスクに関する事項	103
信用リスク削減手法に関する事項	111
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	114
証券化エクスポージャーに関する事項	114
CVAリスクに関する事項	115
マーケット・リスクに関する事項	115
オペレーショナル・リスクに関する事項	115
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	116
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	118
金利リスクに関する事項	119
【法定開示項目掲載ページ一覧】	121

基礎資料編

ごあいさつ



日ごろから当JAの事業運営に、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、昨年は令和の米騒動が前年より続き、各地で米の買い占めと品薄などが発生し、米の価格が全国的に高騰する事態となりました。加えて、ウクライナ・ロシア情勢や中東情勢を始めとする国際情勢の不安定化などによる物価高、さらには自然災害や気候変動等の影響が重なり、当JAの事業運営にも多大な影響を及ぼした1年でした。

10月には日本憲政史上初となる女性総理大臣による高市内閣が発足しました。続く12月には、日銀金融政策決定会合において政策金利が0.75%へと引き上げられ、約30年ぶりの高い水準となりました。本年2月には、第2次高市内閣が発足し、「責任ある積極財政」の考え方の下、経済・外交・安全保障など、各分野において力強い政策が推進されています。

このような社会経済情勢の変化が著しい中、当JAでは第30回の茨城県JA大会において掲げた「未来を耕すファンづくり～選ばれるJAを目指して～」を基本理念とし、JA3カ年計画に基づき農業、地域・くらし、組織・経営、情報発信の強化について自己改革を進めています。

本年度は、経営の一層の安定化に向けた財務管理の徹底と、自己資本比率の適正化に注視しつつ、遊休資産の整理・活用や施設老朽化への対応を継続的に進めていきます。また、採算性・効率性の検証を踏まえ、事業内容や体制を整備し、人材確保と職員の業務専門性の向上に努め、地域の皆さまから信頼され、選ばれるJAづくりに邁進します。

結びに、皆さまの変わらぬご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和8年5月
茨城みなみ農業協同組合
代表理事組合長 齊藤 繁

経営理念

- ◆ 農のよろこびを伝えたい
- ◆ 豊かな自然を残したい
- ◆ 心豊かな社会を育みたい

◇ 基本目標

わたしたちは、

- ◆ 環境保全を基本とした「食」（消費）と「農」（生産）の振興をはかり、健康で豊かな生活の創造と福祉活動を通して地域社会に貢献します
- ◆ 組合員及び地域の人びとのニーズに充分応えられる高度な事業機能と経営基盤を確立し、自己完結できる経営をめざします
- ◆ 職員1人ひとりの知識と能力を高め、意欲と夢のある職場づくりをめざします

経営方針

◇ 営農・経済事業部門

農業生産性・収益性の向上では、米の主要銘柄を対象とした長期複数年契約栽培買取米の導入・拡大による収益の安定化、低コスト資材、最新の省力化技術の導入支援を通じて生産コストの低減と生産性向上を図ります。

組合員の維持・拡大に向け、関係機関と連携して、担い手に対する経営相談及び経営承継相談を実施するとともに、新規就農者への就農相談を行い、就農の促進と定着支援に努めます。

環境配慮型農業推進では、混合堆肥複合肥料の導入促進などの普及を進めるとともに、温室効果ガス削減のJクレジット制度の活用を支援し、環境循環型農業の実装とクレジット販売による新たな所得機会の創出を図ることで、環境保全と経営安定を両立する地域農業モデルの構築を推進します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。

この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員をはじめ利用者1人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務を執行します。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般を監査します。

組合の業務を執行する理事には、組合員の各層の意思を反映させるため、JA女性部や認定農業者などからも理事を登用しています。また、信用事業については、専任で担当する理事を置き、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を置き、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和7年度）

◇ 経営環境と令和7年度の業況・事業実績・損益状況の概要

今年度も遊休資産の解消に向けた取り組みを進めました。取手市清水にあった堆肥舎を解体して3月に借地を地権者に返還し、7月には、つくばみらい市箕輪にあった旧十和支店及び給油所跡地の土地、計6筆を売却しました。

信用事業では、日銀のマイナス金利政策の解除後、金利水準の上昇により金融機関間での預貯金競争が激化しました。そのような中で、米価高騰に対する定期貯金キャンペーン等を行い、個人貯金の期首残高対比がプラスとなりました。また貸出金残高において、担い手への訪問活動により農業資金及びダイレクトメールやホームページでの周知活動により小口ローン（マイカローン等）が期首残高対比でプラスとなりました。

共済事業では、未加入組合員・次世代層を中心とした新たな仲間作りのため、3Q活動及び自動車共済の新規獲得を中心に取り組みを強化してきました。3Q活動については訪問活動や電話案内等により一定の成果をあげることができ、自動車共済の新規獲得についても前年及び目標を上回る実績となりました。また、農業者への農業安全啓発については、当JAの展示即売会においてVR機材を使用した活動を実施しました。

営農経済事業では、営農渉外担当の定期訪問による営農支援の強化で農業経営の課題やニーズ把握、長期複数年契約米による収益安定化、低コスト資材導入、省力化技術支援で生産性・収益性を向上させ、承継支援・新規就農支援で組合員基盤を拡充し、混合堆肥複合肥料普及とJクレジット活用により環境循環型農業と新たな所得機会の創出を図りました。

◇ 決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

当JAの基本方針として、「多様な担い手による多様な農業と食料供給の安定化寄与」、「地域住民や消費者とのつながり強化」、「組合員ニーズに基づいた組織・事業運営展開のための組織・経営基盤の強化」、「積極的かつ効果的な情報発信」を掲げ、この実現に向けて不断の自己改革を実践します。

経営の安定化に向けた財務管理、自己資本比率に注視し、遊休資産の解消や施設の老朽化対策を継続的に促進していきます。また、採算性や効率性を検証し、事業内容や体制を整備し、人材の確保と職員の業務専門性の向上に取り組んでいきます。

◇ 令和7年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

資産合計は111,074,433千円、負債合計は105,761,601千円
純資産の合計が5,312,832千円です。
単体自己資本比率は20.62%となっています。

損益の状況

	(単位：円)
1. 当期末処分剰余金	590,009,213
2. 任意積立金取崩額	250,000,000
外部出資減損対応積立金取崩額	250,000,000
3. 剰余金処分額	549,875,114
(1) 利益準備金	60,000,000
(2) 任意積立金	468,504,986
税効果調整積立金	43,704,986
財務基盤強化・施設整備積立金	94,800,000
経営安定化積立金	300,000,000
特別積立金	30,000,000
(3) 出資配当金	21,370,128
4. 次期繰越剰余金	290,134,099

主要業務別実績

	(単位：万円)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貯金	10,114,963	10,802,567	10,829,053	10,638,973	10,447,867
貸出金	2,254,628	2,247,650	2,179,169	2,108,537	2,016,138
長期共済新契約高	1,355,322	1,256,083	1,147,075	1,176,731	990,851
長期共済保有契約高	22,957,689	22,152,917	21,240,088	20,360,626	19,741,048
販売品取扱高	164,340	177,615	216,882	379,215	502,930
購買品供給高	130,561	132,097	129,510	132,402	140,296

内部統制システム基本方針

平成31年2月1日制定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日最終改定

茨城みなみ農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

- ・ J Aの基本理念実践として、役職員の行動規範定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。
- ・ マネロン・金融犯罪対策への取組強化へのトップメッセージを発信し、役職員の意識改革を通じたマネロン・金融犯罪対策の取組強化に取り組んでいます。
- ・ 業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施しています。
- ・ 自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の未然防止・早期発見に努めています。さらに、監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

- ・ 文書管理規程に基づき、職務執行に係る文書情報を適切に保存・管理しています。
- ・ 情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびセキュリティ機器等の脆弱性管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

- ・ J Aを取り巻くリスクについては、ALM委員会、コンプライアンス委員会等の各種会議体を通じて協議・情報共有を図り、理事会で定期的に協議・検討を行っている。

ます。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指揮命令系統を明文化し、役職員は職務の執行を効率的に遂行しています。また、中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。
- ・人事労務教育基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況について>

- ・監事監査を実効性のあるものとするため、理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。
- ・内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

<運用状況について>

- ・各業務における規程や業務マニュアル等を整備、準拠して業務を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

<運用状況について>

- ・経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、適切な財務報告を作成する体制を構築するため、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。
- ・法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて財務情報の適時・適切な開示に努めています。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

<運用状況について>

- ・県中央会の業務監査、経営相談と適宜連携し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでいます。また、経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供及び経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決に努めています。

事業活動のトピックス（令和7年度）

◇ イベントに積極的に参加

当JAでは、地域のイベントなどに積極的に参加しています。地域の皆さまと交流を深めながら、事業活動や地場産農産物などをPRしています。



◇ ひまわりコンクールを開催

JA茨城みなみ女性部は、つくばみらい市谷井田にあるJAの倉庫で、「ひまわりコンクール」を開きました。コンクールは今年で8年目を迎え、女性部員が丹精して育てたひまわりが多数出品され、組合長賞、女性部長賞等に12人が表彰されました。

◇ ゴルフ友の会 ゴルフ大会を開催

ゴルフ友の会の定期積金をご契約いただいている方を対象に、年1回ゴルフ大会を開いています。ペア旅行券や大型テレビ等、豪華景品を取り揃えており、参加者の皆さまから大変好評なイベントとなっております。



農業振興活動

◇ 記帳代行の決算面談会開催

農業者の所得増大に向けた経営管理支援のひとつとして強化している会計記帳代行の決算面談会を開きました。



◇ 地場産米のPR

JA農産物直売所「みらいっ娘（こ）」と「夢とりで」では、地場産の米を広く地域にPRしています。米は当JAの重要な基幹作物です。



地域貢献情報

◇ 社会貢献活動

当JAは来店者の万が一に備え、5支店・農産物直売所「みらいっ娘（こ）」・担い手支援センターにAED（自動体外式除細動器）を設置しています。

地球温暖化防止の観点からは、5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実施しています。

◇ 地域からの資金調達状況

- JAバンクは、組合員・利用者の皆さまに「安心」と「便利」をお届けします
- ◆ のびのび定期貯金〈「年金受給者」優遇商品〉金利上乗せを実施
- ◆ 会員制定期積金「ゴルフ友の会」で楽しいゴルフ大会を実施（令和7年10月27日実施）

◇ 地域への資金供給の状況

- 農業資金から教育・自動車・住宅ローンまで幅広く資金供給しています
- ◆ 制度資金（農業近代化資金・農業経営改善促進資金等）
- ◆ 新認定農業者育成特別資金
- ◆ アグリマイティー資金
- ◆ マイカーローン
- ◆ 教育ローン
- ◆ 住宅ローン「とくとくプラン（金利選択型）」「マイホームフラット（長期固定金利型）」
「マイホームステップ（長期固定2段階金利型）」9大疾病補償付、三大疾病保障付、長期継続入院保障付

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

■ 地場産の農産物を提供

当JAでは、全農を通じて、取手市・つくばみらい市・守谷市の学校給食センターへ、次世代を担う子どもたちの「食」と「健康」を考え、生産者の顔が見える新鮮で安心な地場産農産物を供給しています。

■ 高齢者福祉活動

JA女性部の助け合い組織「いなほ会」は、毎月1回、3会場でミニデイサービスを開いています。日本農村医学会「金井賞」受賞も経験し、活動に対する功績は地域でも認められています。これからも心豊かな地域づくりと活発な交流の輪を広げていきます。

■ 社会福祉とボランティア活動

JA女性部を中心に、当JA管内の特別養護老人ホームでの介護のお手伝いやイベントプログラムへの協力、除草作業、県文化財の施設整備など、環境・文化・健康・福祉への活動を通じて、安心して暮らせる地域社会づくりを、皆さまとともに進めています。

■ 情報提供活動

組合員向け広報誌『ワンドフル!』を年に12回、地域住民に向けたコミュニティー誌『Heart Full』を年2回発行しています。また、インターネットのホームページによる情報発信をはじめ、eメールによるお問い合わせ窓口を開設しています。

URL <http://www.ja-ibami.or.jp>

e-mail jaibam@ja-ibami.or.jp 各種お気軽にお問い合わせください!

■ 各種相談会の開催

年金・各種ローンなどの無料相談会を実施しています。

◇ 事業継続計画（BCP）への取り組み

■ 基本方針

当JAは、災害時においても事業継続を行なうことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言します。

<1> 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

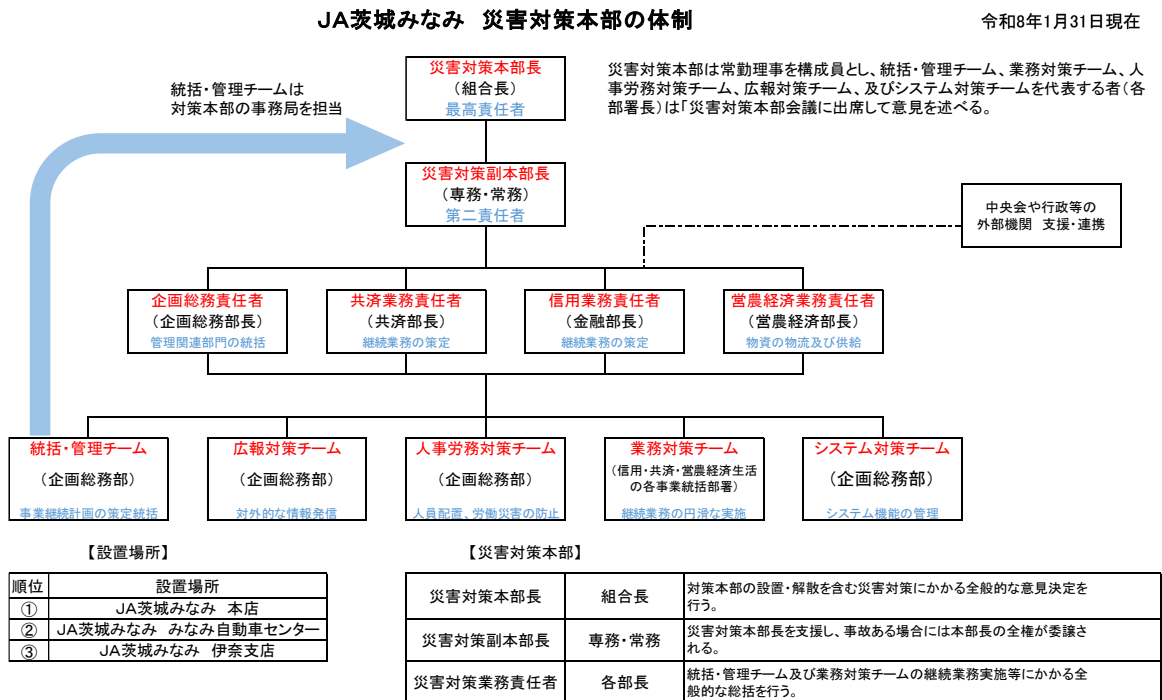
当JAは、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

<2> 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当JAは、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

<3> 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当JAは、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。



リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をひまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

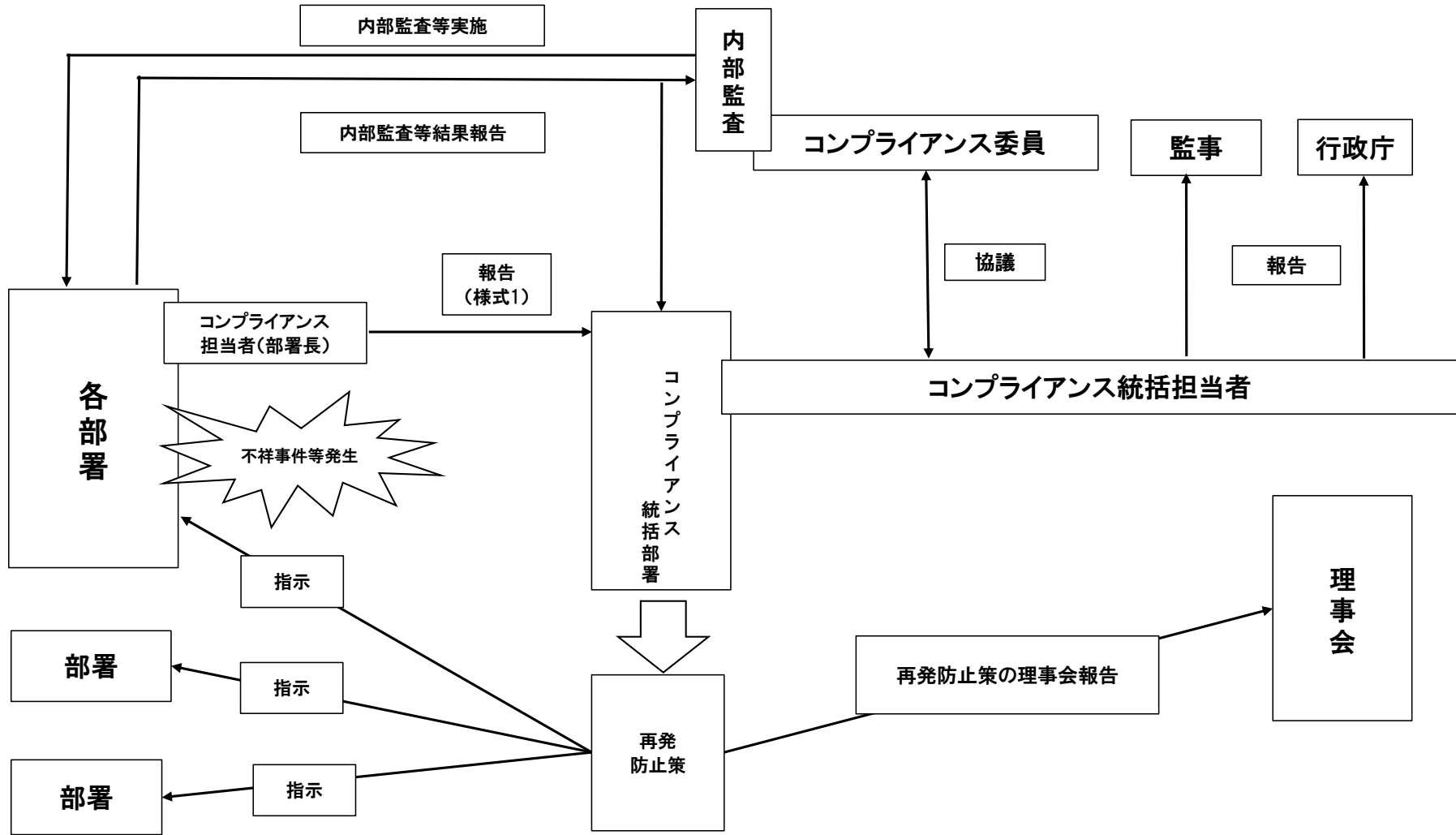
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

◇リスク管理体制図



◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A茨城みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A茨城みなみが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当J Aは、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当J Aの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当J Aは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当J Aは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

電話：0297-63-2209（金融部）

0297-63-2208（共済部）

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

（電話：03-6837-1359）

受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く）にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は、20.62%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	茨城みなみ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,179百万円（前年度2,185百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行なっています。
この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。
また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆さまのご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。
また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□主な取扱商品

(令和8年5月現在)

種類	特色	期間	預入単位等
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能を備えた大変便利な通帳です。	定めなし	1円単位 1円以上
スーパー定期貯金	一般的な定期貯金	1カ月以上5年以内	1円単位 1円以上
大口定期貯金	市場実勢を反映した高利回りな定期貯金	1カ月以上5年以内	1円単位 1,000万円以上
期日指定定期貯金	1年複利で据置期間経過後は元金の一部解約が可能	最長3年 満期日は預入日の1年経過後から3年までの間で任意の日を指定	1円単位 1円以上300万円未満
定期積金	目撃式と定額式の月掛積金	6カ月以上5年以内	1回あたり1,000円以上
貯蓄貯金	公共料金等の自動支払などはできません	定めなし	1円単位 1円以上
財形貯金	給与天引きで有利な貯蓄	一般3年以上 年金・住宅5年以上	1回あたり1,000円以上
普通貯金	出し入れ自由な一般貯金	定めなし	1円単位 1円以上
当座貯金	引き出しに小切手も使用できる貯金	定めなし	1円単位 1円以上
通知貯金	預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払	定めなし (ただし7日間の据置期間が必要)	5万円以上
納税準備貯金	租税の納付目的貯金	定めなし	1円単位 1円以上

(注) 金利はいずれも店頭に表示しています。

貯金や融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□ 主な取扱商品

(令和8年5月現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保 証	担保
JA多目的ローン	多目的	18歳以上75歳未満で 最終返済時 満80歳未満	10万円以上 500万円 以内	6カ月以上 10年以内	元利均等	基金協会	不要
JA住宅ローン	住宅の新築 増改築 マンション購入等	18歳以上満66歳未満で 最終返済時 満80歳未満	50万円以上 10,000万円以内	3年以上 50年以内	元金均等 元利均等	基金協会	要
			10万円以上 20,000万円以内			協同住宅ローン	
JA教育ローン	入学金 授業料 下宿代など	18歳以上で最終返済時 満80歳未満	10万円以上 1,000万円 以内	6カ月以上 15年 以内	元利均等	基金協会 三菱UFJニコス	不要
JAマイカーローン	自動車購入 修理 付属品の購入 免許取得費用	貸付時の年齢が満18歳以上 75歳未満で最終返済時 満80歳未満 他行借換も受付	10万円以上 1,000万円 以内	6カ月以上 15年 以内	元利均等	基金協会 三菱UFJニコス	不要
JAカードローン	ご自由です	20歳以上で70歳未満	50万円 以内	1年 (以降自動更新可)	約定返済 任意返済	基金協会	不要
JA賃貸住宅ローン	貸家 マンションの新築 増改築	20歳以上で最終返済 満71歳未満	50万円以上 4億円以内	1年以上 30年以内	元金均等 元利均等	基金協会	要
新認定農業者 育成特別資金	農業施設 機械等に必要資金	(個人) 認定農業者であり18歳以上 最終償還時が74歳以下 (法人) 組合との間に安定した取引が 見込める認定農業者	(個人) 500万円以内 (法人) 1,000万円以 内	5年以内 (据置期間 1年以内)	元金均等 元利均等	基金協会	必要に応 じ徴求
アグリマイティ資金	農業経営に必要な資金	18歳以上で最終返済時 満80歳以下	所要金額の範囲内	長期資金 20年以内 (据置5年以内) 短期資金 1年以内	元金均等・ 元利均等等など	基金協会	必要に応 じ徴求

(注) 上記の他、お客さまの要望にあわせた各種ローンを用意しています。

また、ローンのご利用にあたっては、契約上の規定・返済方法・利用限度

額・現在の利用額・金利変動ルール等に十分留意の上ご利用ください。

(詳しくは支店窓口までお問い合わせください。)

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にご利用いただけます。

◇ その他の業務・サービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、個人向け国債・投資信託の窓口販売の取扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯金関係手数料料率表

(2026年4月1日実施)

1 通帳・証書再発行等手数料

項 目	料金基準	金 額	備 考	
ICキャッシュカード発行	1枚につき	無 料	新規発行に限ります	
クレジット一体型ICキャッシュカード発行	1枚につき	無 料	新規発行に限ります	
通帳再発行	1冊につき	1, 100円	盗難・紛失等、お客様からの依頼に基づき再発行する手続きとなります。	
証書再発行	1枚につき	1, 100円		
キャッシュカード再発行 ※ローンカード含む	1枚につき	1, 100円		
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1, 100円		
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1, 100円		
残高証明書発行	定例発行	550円		定例発行及び都度発行は当JA様式での発行となります。 お客様指定様式とは、監査法人等お客様が指定する様式での発行となります。
	都度発行	1, 100円		
	お客様指定様式	3, 300円		
取引履歴明細書発行	100枚以内	110円	1枚につき	
	101枚以降	55円		
国債口座管理	1口座1ヶ月につき	無 料		
その他各種証明書発行	1枚につき	550円		
地公体税金納付取次	納付書1枚につき	550円		
通帳発行手数料 (普通貯金口座(総合口座含む)、貯蓄貯金口座) ※2023年4月1日より実施	1冊につき	1, 100円	18歳以上65歳未満の個人の顧客が対象(法人・団体は除く)	
相続時口座照会手数料	1件につき	5, 060円		
口座付番手数料	1件につき	無 料		

(消費税込)

2 円貨両替手数料

両替枚数	1枚～500枚	501枚以上
手数料	550円	1,100円 ※500枚毎に550円加算

(消費税込)

※両替枚数は、紙幣・硬貨の合計枚数とします。なお合計枚数は、持参現金の合計枚数か受取現金の合計枚数のいずれか多い方の枚数となります。

※同一金種への交換（新券への交換、汚損した現金の交換）、記念硬貨への交換及び記念硬貨からの交換につきましては無料となります。

3 金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

両替枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚以上
手数料	無料 ※1日当たり	550円	1,100円 ※500枚毎に550円加算

(消費税込)

※金種指定払戻手数料は、貯金の払戻の際に金種を指定される場合の手数料です。金種の枚数は紙幣・硬貨の合計枚数となりますが、1万円札は取引枚数に含みません。

※店頭硬貨整理手数料は、円硬貨を貯金口座にご入金（お振込を含む）される場合の手数料です。硬貨計測後にご入金・お振込みを取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。ただし、募金・義援金のご入金（お振込を含む）は、手数料を無料とさせていただきます。

※お一人様1日1回1取引100枚までは無料です。同日中の2回目以降の取引については、1枚～500枚までが550円、以降500枚毎に550円の加算となります。また、1回の取引を分割して行う場合、合算して1取引となります。

4 ATM手数料

(1) 当JA・県内JA・県外JAキャッシュカードをご利用の場合

区分	ご利用時間	ご出金	ご入金
平日 土曜日 日曜日 祝日	8:00～21:00	無料	無料

(消費税込)

(2) 他金融機関キャッシュカードをご利用の場合

区分	ご利用時間	ご出金		
		他金融機関	うち三菱UFJ銀行	うちJFマリンバンク
平日	8:00～9:00	110円	8:00～8:45 110円	無料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00 無料	無料
	18:00～21:00	220円	110円	無料
土曜日	8:00～9:00	220円	110円	無料
	9:00～14:00	110円	110円	無料
	14:00～21:00	220円	110円	無料
日曜日 祝日	8:00～21:00	220円	110円	無料

(消費税込)

※祝日には、1月2日、1月3日を含みます。

※12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとなります。

(3) J Aバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行等のATMをご利用の場合

区分	ご利用時間	ゆうちょ銀行 セブン銀行 イーネット ローソン銀行	
		ご出金	ご入金
平日	8:00~8:45	220円	220円
	8:45~18:00	110円	110円
	18:00~21:00	220円	220円
土曜日	8:00~9:00	220円	220円
	9:00~14:00	110円	110円
	14:00~21:00	220円	220円
日曜日 祝日	8:00~21:00	220円	220円

(消費税込)

※祝日には、1月2日、1月3日を含みます。

※12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとなります。

5 未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料です。

商 品	金 額
普通貯金口座（一般・総合・営農・こども） 貯蓄貯金口座	年間 1,320円

(消費税込)

為替手数料料率表

1 窓口取引による手数料

2026年2月1日

項目		料金基準	金額
1 振込手数料	同一店内あて	1件につき	770円
	本支店間あて		
	系統金融機関あて		
	他金融機関あて	1件につき	1,100円
2 代金取立手数料	電子交換所取立	1通につき	880円
	個別取立	1通につき	1,100円
3 その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	1,100円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	訂正手数料	1通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費と致します。		
	離島回金料		無料

(消費税込)

※個別取立については、電子交換所に参加しない金融機関あての手形・小切手など郵送対応が必要な取引です。

2 自動化機器取引による手数料

取扱カード	振込手数料（1件につき）		
	自店内	当JA内・系統あて	他金融機関あて
県内・県外JAのキャッシュカード	無料	330円	550円
上記以外のキャッシュカード （※）	無料	330円	550円

（消費税込）

※通常時間において、上記表の『上記以外のキャッシュカード』でお取引をされた場合、別途手数料が110円（消費税込）がかかります。

なお、通常時間とは平日8：45～18：00、土曜日8：45～14：00になります。

※上記、通常時間以外において、上記表の『上記以外のキャッシュカード』でお取引をされた場合、別途手数料が220円（消費税込）がかかります。なお、JFマリンバンクのキャッシュカードの場合は通常時間及び通常時間以外のどちらとも無料、三菱東京UFJ銀行のキャッシュカードの場合は時間帯にかかわらず別途手数料が110円（消費税込）がかかります。

※上記表中の『当JA内』とは、自店内以外の本支店間におけるお取引となります。

3 ファームバンキング・ホームバンキング取引による手数料

1 利用手数料	3,300円/月			
2 振込手数料		自店内	当JA内・系統あて	他金融機関
	1件につき	無料	330円	440円
3 振替手数料	無 料			

(消費税込)

※上記表中の『当JA内』とは、自店内以外の本支店間におけるお取引となります。

4 JAネットバンキング取引による手数料

1 月額利用料	無 料			
2 振込手数料		自店内	当JA内・系統あて	他金融機関
	1件につき	無料	220円	275円
3 振替手数料	無 料			

(消費税込)

※上記表中の『当JA内』とは、自店内以外の本支店間におけるお取引となります。

5 法人J Aネットバンキング取引による手数料

1 月額利用料			
基本サービス		1, 100円/月	
基本サービス+データ伝送サービス		3, 300円/月	
2 振込手数料			
	自店内	当J A内・系統あて	他金融機関
1件につき	無料	220円	440円
3 振替手数料			
無 料			
4 総合振込手数料（1件あたり）			
	自店内	当J A内・系統あて	他金融機関
1件につき	無料	220円	440円
5 給与・賞与振込手数料（1件あたり）			
	自店内	当J A内・系統あて	他金融機関
1件につき	無料	110円	330円

(消費税込)

※基本サービスとは、残高照会、入出金明細照会、振込、振替、ペイジー払込です。

※データ伝送サービスとは、総合振込、給与・賞与振込、口座振替、取引状況照会です。

※上記表中の『当J A内』とは、自店内以外の本支店間におけるお取引となります。

6 定時自動送金による振込手数料

	自店内	当 J A 内・系統あて	他金融機関
1 件につき	無料	330 円	440 円

(消費税込)

※定時自動送金には、別途口座振替手数料が 1 件当たり 55 円かかります。

※上記表中の『当 J A 内』とは、自店内以外の本支店間におけるお取引となります

7 FD・MT・ファイル伝送による総合振込手数料

	自店内	当 J A 内・系統あて	他金融機関
1 件につき	無料	220 円	440 円

(消費税込)

※上記表中の『当 J A 内』とは、自店内以外の本支店間におけるお取引となります

8 JAデータ伝送サービス（ADP）による手数料

1	月額基本料	5,500円/月
2	任意ファイル転送サービス	33,000円/月
3	振込手数料、総合振込手数料、給与・賞与振込手数料については、前期「5 法人JAネットバンキング取引による手数料」の各項目に準じます。	

(消費税込)

9 持ち込み媒体手数料（※2023年4月1日より実施）

口座振込・口座振替のための媒体持込1回あたり	11,000円
------------------------	---------

(消費税込)

以上

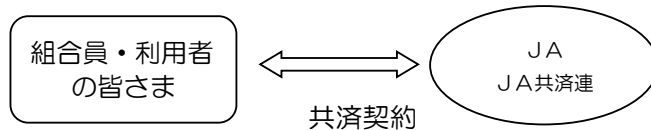
共済事業

◇ JA共済の仕組み

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：JA共済の窓口です。

JA共済連：JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

◇ ひ と

「ひと」を対象とする生命総合共済は、ご契約者が万一、病気や入院、所定の介護状態、死亡された場合に、皆さまの生活を保障します。

【主な取扱商品】

- * 終身共済
- * 医療共済
- * がん共済
- * こども共済
- * 生活障害共済
- * 予定利率変動型年金共済
- * 養老生命共済
- * 定期生命共済
- * 特定重度疾病共済
- * 介護共済
- * 認知症共済

◇ い え

「いえ」を対象とする建物更生共済は、火災や地震、自然災害など皆さまのマイホームや家財家具への損害を保障します。

【主な取扱商品】

- * 建物更生共済「むてきプラス」
- * 建物更生共済「MY家財プラス」
- * 火災共済

◇ く る ま

「くるま」を対象とする自動車共済は、自動車任意共済や自賠責共済など、車にまつわる事故や損害などを保障します。

【主な取扱商品】

- * 自動車共済 「クルマスター」
- * 自賠責共済

◇ 農業者向け

「農業」を対象とする農業者賠償責任共済は、農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障いたします。

【主な取扱商品】

- * 農業者賠償責任共済「ファーマスト」

*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容をご確認の上ご利用ください。

購買事業

肥料、農薬、飼料、燃料、農機、自動車など、農業に必要な生産資材購買、食品や日用雑貨用品など生活に必要な品目を供給する生活資材購買の事業を行っています。低価格で安全、良質な資材を仕入れ、組合員への安定供給に努めています。

当JAの管内に営農経済センター2カ所、グリーンショップ3カ所、農機センター、自動車センターの店舗で、組合員・お客さまからご注文・ご要望に対応しています。

◇ 肥料・農薬・生産資材

共同購入によるスケールメリットを活かし、低価格で安全、良質な資材を仕入れ、組合員への安定供給に努めています。低価格・省力資材の導入拡大を推進し、農家所得増大に貢献しています。



◇ 農機・自動車

農機事業では、農作業に必要な農機を組合員に供給しています。トラクターや田植機、コンバイン、乾燥・調製機、各種作業機等、各メーカーを幅広く取り扱っています。また、中古農機の査定、販売も行っています。

自動車事業では、軽トラックをはじめ、普通自動車、セニアカー、フォークリフトも取り扱っています。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

営農指導 ・ 販売事業



組合員が生産した安心安全な農産物を集荷し、消費動向を見極めて安定的に販売する事業を行っています。

地元で生産された新鮮な農産物を地元で消費してもらうため、2カ所の農産物直売所で、「大地の香り、食べる喜び届けます」をキャッチフレーズに、地産地消の拡大にも力を入れています。

生産者所得増大のため、一層の販路拡大を進めていきます。

◇ 米 ・ 麦

基幹作物の米は、需給に応じた販売先を確保し、販売先より産地指定米として安定的な販売を行っています。

麦は転作作物として定着し、品質の統一を図るため、全量が共同乾燥施設で調整され、販売されています。



◇ 野菜

主要農産物のトマトの他、ニンジン、ダイコン、ネギなどが生産され、市場出荷されています。その他にも、加工用トマト、馬鈴薯が契約栽培で販売されています。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

生活福祉事業

緑豊かな自然環境を大切に、地域社会との共生をはかりながら、環境に果たす農業の役割をアピールし、次世代へ引き継ぐための農業環境の維持に努めています。

さらに、安全で良質な地場産農産物の加工品の展開や、健康の維持と増進を目的とした健康管理活動、高齢化社会に対応した社会福祉やボランティア活動など、地域全体が心豊かで充実した暮らしが出来るよう協同組合活動としての「力」を結集し、「食」と「農」を守る活動を強化しています。

◇ 組織活動

営農販売課を中心に、JA女性部各部会ごとの育成強化をはかり、JAの活性化に貢献する自主的な女性組織を形成しています。また、各組織活動を通じた消費者との交流に力を入れています。



その他事業

◇ 経済課 - 葬祭みなみ

自宅葬・寺院葬・やすらぎ苑葬・ホール葬・家族葬など、ご葬家のご要望に応じた式場設営から葬儀運営をお手伝いします。その他、彼岸・新盆等の仏事ギフト、位牌、墓石等もご用意ください。

※ 葬祭みなみは年中無休、24時間態勢でご案内しています。
また、病院からのご遺体の搬送も承ります。

◇ JA小絹ホール・JA山王ホール

自宅葬と変わらぬゆとりあるスペースと最新の設備が、ご葬家専用としてご利用いただけます。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

JAの概況・組織

沿革(あゆみ)

■ 当JA及び管内の概要

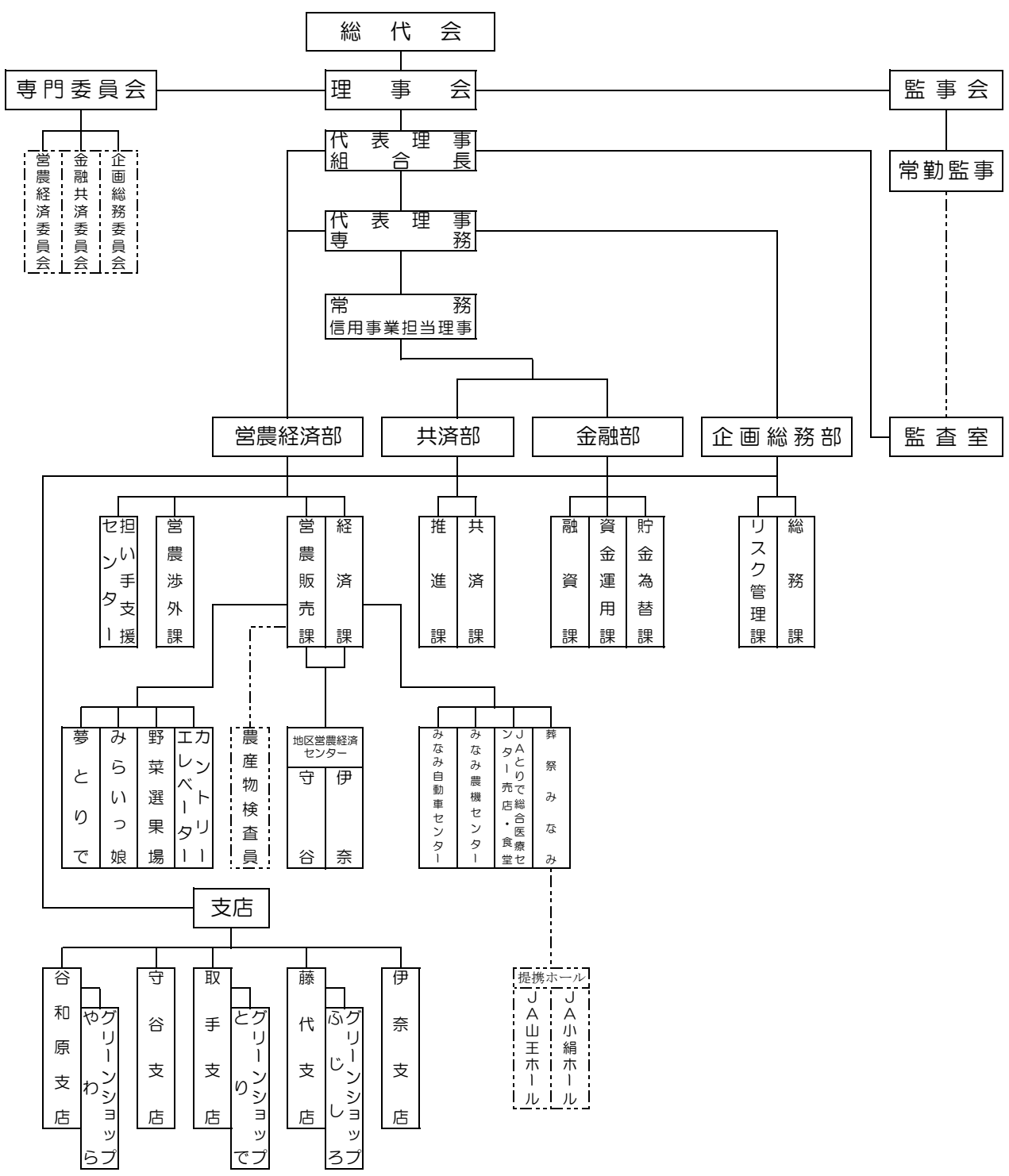
時はさかのぼって平成元年8月1日。県内3番目の広域合併JAとして、組合員の多様化するニーズに応えるため、5つの市町村単位JAが合併し「JA茨城みなみ」は誕生しました。

当JA管内は、令和8年5月現在、約22万78百人が住んでいます。県最南端（首都圏40km）に位置し、豊かな水と緑があふれ、住宅地や商業地、田園地帯が混住する地域です。利根川や小貝川、鬼怒川の水源に恵まれ、県内有数の米の産地としても知られています。

交通網は、当JA管内を南北に走る国道6号線を軸に、常磐自動車道の谷和原インターをはじめ、鉄道はJR常磐線・東京メトロ千代田線・関東鉄道常総線・首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス（TX）があり、つくばエクスプレスにおいては当JA管内2カ所に駅が設置されています。守谷駅から東京の秋葉原駅までは、つくばエクスプレスの快速で32分と、都心へのアクセスが向上しています。

機構図

(令和8年4月1日現在)



役員構成

(令8年4月25日現在)

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	齊藤 繁
代表理事専務	野口 栄
代表理事	沖瀨 博一
常務理事	櫻井 光希
理事 (非常勤)	中島 幸夫
//	谷口 高志
//	横田 勇
//	大山賀 津雄
//	幸田 武志
//	中村 忠男
//	大徳 芳憲
//	椎名 孝至
//	新島 啓之
//	椎名 洋三
//	染谷 実
//	秋谷 政弘
//	植田 寿
//	寺田 和二
//	古木 潔
//	吉川 道雄
//	猪瀬 哲哉
//	椎名 幸言
//	石島 正勝
//	大久保 清光
//	古谷 透
//	鈴木 利彰
//	飯塚 清
//	飯村 香代子
//	松丸 美恵子
//	境野 サク
//	飯泉 正江
//	稻見 三枝子
//	櫻井 静枝
常勤監事・員外監事	鈿持 禎
監事 (非常勤)	森 勝
//	染谷 岩雄
//	岡田 儀春
//	小坂 秀夫
//	中村 美智男

組合員数

(令和8年1月31日現在)

資格区分		令和6年度	令和7年度
(単位:人・団体)			
正組合員数			
個人	男性	4,483	4,374
	女性	1,141	1,114
	計	5,624	5,488
法人		29	30
小計		5,653	5,518
准組合員数			
個人	男性	3,156	3,127
	女性	2,073	2,071
	計	5,229	5,198
法人または団体		72	70
小計		5,301	5,268
組合員総数			
個人	男性	7,639	7,501
	女性	3,214	3,185
	計	10,853	10,686
法人または団体		101	100
合計		10,954	10,786

組合員組織の状況

(令和8年1月31日現在)

組織名	構成員数(人)
《つくばみらい市》	
茨城みなみ農業協同組合 伊奈普通作部会	28
つくばみらい市集落営農組合連絡会	87
つくばみらい4Hクラブ	13
伊奈施設園芸研究会	7
谷和原地域協業・営農組合連絡協議会	22
細代ぶどう組合	6
谷和原なす部会	2
《取手市》	
取手市稲作・園芸研究会	11
六郷地区稲作経営研究会	6
藤代ハウス組合	11
藤代地区玉葱生産組合	6
《守谷市》	
守谷地区 青果部	24
《その他》	
茨城みなみ農業協同組合施設園芸部会	15
J A茨城みなみ直販部会	263
J A茨城みなみ女性部	400
J A茨城みなみいなほ会	302
年金友の会	4,345

地区一覧

(令和8年5月現在)

◇ 当JAは、つくばみらい市・取手市・守谷市の3市と、龍ケ崎市の一部が営業区域です。



店舗等のご案内

(令和8年5月現在)

URL <http://www.ja-ibami.or.jp>

e-mail jaibam@ja-ibami.or.jp

★ 本 店				
部署	郵便番号	住 所	TEL	FAX
企画総務部	300-1537	取手市毛有111	0297-63-2211(代)	63-2210
監査室			0297-63-2207	85-3382
共済部			0297-63-2208	85-3382
金融部			0297-63-2209	63-2210
営農経済部 (経済課－葬祭みなみ)			0297-85-3381	85-3382
			0120-491-373	52-0802

支店・事業所	郵便番号	住 所	TEL	FAX
支 店 (金融機関コード4378)				
①伊奈支店	300-2337	つくばみらい市谷井田1609	0297-58-0007	58-0009
②藤代支店	300-1537	取手市毛有111	0297-83-0001	83-0002
③取手支店	302-0017	取手市桑原300	0297-74-7733	74-7723
④守谷支店	302-0118	守谷市立沢237-1	0297-48-0005	48-0001
⑤谷和原支店	300-2424	つくばみらい市加藤250-1	0297-52-3030	52-2410
営農経済センター・グリーンショップ				
伊奈地区営農経済センター	300-2337	つくばみらい市谷井田1609	0297-58-1450 0120-581-373	58-4710
守谷地区営農経済センター	302-0117	守谷市野木崎385-2	0297-45-1503 0120-059-373	47-8180
グリーンショップふじしろ	300-1537	取手市毛有111	0297-82-2723 0120-478-373	83-0002
グリーンショップとりで	302-0017	取手市桑原300	0297-85-3555 0120-611-373	74-7723
グリーンショップやわら	300-2424	つくばみらい市加藤250-1	0297-52-5394 0120-634-373	34-0321

その他 事業所				
事業所	郵便番号	住 所	TEL	FAX
担い手支援センター	300-2334	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747	58-5930
カントリーエレベーター	300-2355	つくばみらい市市野深858	0297-58-0100	58-0500
野菜選果場	300-2431	つくばみらい市上小目224	0297-52-6160	52-6789
農産物直売所「みらいっ娘(こ)」	300-2431	つくばみらい市上小目223-2	0297-52-2020	52-2021
農産物直売所「夢とりで」	302-0017	取手市桑原242-1	0297-84-6661	84-6662
JAとりで総合医療センター	売店 食堂	302-0022	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551(内)1242
				0297-74-5551(内)2219
みなみ農機センター	300-2431	つくばみらい市上小目224	0297-52-2004	52-4877
みなみ自動車センター	300-2307	つくばみらい市板橋2037	0297-44-8371	44-8372
提携 ホール	JA小絹ホール	300-2445	つくばみらい市小絹441	0297-52-5942
	JA山王ホール	300-1544	取手市山王223-1	0297-70-4194
				85-8163

ATM（現金自動化機器）所在地				
谷和原支店併設	300-2424	つくばみらい市加藤250-1	つくばみらい市（2カ所）	
伊奈支店併設	300-2337	つくばみらい市谷井田1609		
藤代支店併設	300-1537	取手市毛有111	取手市（3カ所）	
JAとりで総合医療センター併設	302-0022	取手市本郷2-1-1		
取手支店併設	302-0017	取手市桑原300		
守谷支店併設	302-0116	守谷市立沢237-1	守谷市（1カ所）	
★オンラインサービスの営業時間は、平日8：45～19：00、土曜・日曜・祝日9：00～17：00です。				

特定信用事業代理業者の状況

（令和8年1月31日現在）

該当ありません。

会計監査人の名称

いぶき監査法人（令和8年5月現在）

所在地 東京都千代田区神田東松下町13 神田プラザビル6階-C

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業資産	107,740,165	105,530,535
(1)現金	311,385	316,619
(2)預金	77,372,255	76,019,427
系統預金	77,366,765	76,014,383
系統外預金	5,490	5,044
(3)有価証券	8,767,953	8,516,267
国債	2,298,720	2,601,230
地方債	827,260	846,750
社債	5,641,973	5,068,287
(4)貸出金	21,085,375	20,161,380
(5)その他の信用事業資産	444,030	517,029
未収収益	431,208	500,578
その他の資産	12,821	16,451
(6)貸倒引当金	▲ 240,834	▲ 187
2. 共済事業資産	7,664	6,720
(1)その他の共済事業資産	7,668	6,720
(2)貸倒引当金	▲ 3	▲ 0
3. 経済事業資産	400,784	404,391
(1)経済事業未収金	244,795	246,645
(2)棚卸資産	149,702	153,392
購買品	142,327	145,712
その他棚卸資産	7,375	7,680
(3)その他の経済事業資産	6,291	4,355
(4)貸倒引当金	▲ 5	▲ 2
4. 雑資産	141,467	120,374
5. 固定資産	2,446,323	2,343,903
(1)有形固定資産	2,435,434	2,333,448
建物	3,497,325	3,506,107
機械装置	669,876	664,986
土地	824,122	819,084
その他の有形固定資産	775,651	780,388
減価償却累計額	▲ 3,331,541	▲ 3,437,118
(2)無形固定資産	10,888	10,455
その他の無形固定資産	10,888	10,455
6. 外部出資	2,415,040	2,415,040
(1)外部出資	2,415,040	2,415,040
系統出資	2,264,780	2,264,780
系統外出資	150,260	150,260
7. 前払年金費用	52,298	46,017
8. 繰延税金資産	133,824	207,450
資産の部合計	113,337,569	111,074,433

(単位:千円)

負債の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業負債	106,599,622	104,672,821
(1) 貯金	106,389,731	104,478,678
(2) 借入金	677	392
(3) その他の信用事業負債	209,213	193,750
未払費用	28,591	84,023
その他の負債	180,622	109,726
2. 共済事業負債	307,096	298,912
(1) 共済資金	162,518	152,540
(2) 未経過共済付加収入	142,853	144,925
(3) 共済未払費用	1,479	531
(4) その他の共済事業負債	245	915
3. 経済事業負債	205,252	211,955
(1) 経済事業未払金	173,579	169,037
(2) 経済受託債務	-	877
(3) その他の経済事業負債	31,672	42,040
4. 雑負債	478,736	388,839
(1) 未払法人税等	74,085	44,993
(2) 資産除去債務	201,580	186,774
(3) その他の負債	203,071	157,071
5. 諸引当金	45,579	45,568
(1) 賞与引当金	18,535	15,334
(2) 役員退職慰労引当金	27,044	30,234
6. 再評価にかかる繰延税金負債	140,515	143,503
負債の部合計	107,776,801	105,761,601
純資産の部		
1. 組合員資本	5,592,828	5,842,982
(1) 出資金	2,185,013	2,179,481
(2) 利益剰余金	3,438,137	3,694,955
利益準備金	1,187,537	1,237,537
その他利益剰余金	2,250,600	2,457,418
税効果調整積立金	22,209	22,209
財務基盤強化・施設整備積立	1,050,000	1,145,200
外部出資減損対応積立金	250,000	250,000
特別積立金	420,000	450,000
当期未処分剰余金	508,390	590,009
(うち当期剰余金)	204,116	288,050
(3) 処分未済持分	▲ 30,322	▲ 31,454
2. 評価・換算差額金	▲ 32,060	▲ 530,150
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 385,462	▲ 878,582
(2) 土地再評価差額金	353,401	348,432
純資産の部合計	5,560,767	5,312,832
負債及び純資産の部合計	113,337,569	111,074,433

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		1,392,905		1,455,191
事業収益		3,249,534		3,766,168
事業費用		1,856,629		2,310,977
(1)信用事業収益		825,408		961,200
資金運用収益	765,385		904,058	
(うち預金利息)	392,537		502,459	
(うち有価証券利息)	101,107		109,620	
(うち貸出金利息)	193,486		221,049	
(うちその他受入利息)	78,254		70,928	
役務取引等収益	23,137		26,341	
その他事業直接収益	2,953		-	
その他経常収益	33,932		30,800	
(2)信用事業費用		136,299		196,866
資金調達費用	54,301		210,796	
(うち貯金利息)	53,603		209,968	
(うち給付補填備金繰入)	14		82	
(うち借入金利息)	1		-	
(うちその他支払利息)	682		744	
役務取引等費用	6,612		6,689	
その他事業直接費用	258		-	
その他経常費用	75,127		▲ 20,618	
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 3,046		▲ 105,105	
信用事業総利益		689,108		764,333
(3)共済事業収益		352,853		344,487
共済付加収入	322,784		316,799	
その他の収益	30,069		27,688	
(4)共済事業費用		24,156		21,090
共済推進費	15,347		12,584	
共済保全費	1,512		1,447	
その他の費用	7,296		7,058	
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 14		▲ 3	
共済事業総利益		328,697		323,397
(5)購買事業収益		1,231,753		1,340,071
購買品供給高	1,191,940		1,306,028	
購買手数料	12,545		7,332	
修理サービス料	15,308		17,121	
その他の収益	11,958		9,589	
(6)購買事業費用		1,063,372		1,159,774
購買品供給原価	1,046,673		1,141,805	
購買品供給費	27		-	
修理サービス費	1,726		1,887	
その他の費用	14,944		16,082	
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 80		▲ 3	
購買事業総利益		168,380		180,296
(7)販売事業収益		218,692		486,995
販売品販売高	98,202		371,782	
販売手数料	93,281		75,647	
その他の収益	27,209		39,564	
(8)販売事業費用		136,260		428,963
販売品販売原価	70,344		350,456	
販売費	22,729		23,627	
その他の費用	43,187		54,879	
販売事業総利益		82,431		58,032
(9)保管事業収益		28,116		24,807
(10)保管事業費用		1,988		1,197
保管事業総利益		26,127		23,609
(11)利用事業収益		436,737		460,922
(12)利用事業費用		367,211		380,953
利用事業総利益		69,526		79,969
(13)その他事業収益		148,216		143,233
(14)その他事業費用		112,491		109,135
その他事業総利益		35,724		34,097
(15)指導事業収入		7,755		4,450
(16)指導事業支出		14,846		12,996
指導事業収支差額		▲ 7,091		▲ 8,546
2. 事業管理費		1,144,014		1,182,440
(1)人件費		740,757		719,356
(2)業務費		111,886		114,326
(3)諸税負担金		35,917		36,972
(4)施設費		255,380		311,696
(5)その他事業管理費		72		88
事業利益		248,890		272,750

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
3. 事業外収益		54,223		52,217
(1) 受取雑利息	957		1,173	
(2) 受取出資配当金	42,551		42,548	
(3) 賃貸料	4,794		4,912	
(4) 雑収入	5,920		3,583	
4. 事業外費用		6,017		4,924
(1) 支払雑利息	295		254	
(2) 寄付金	900		910	
(3) 賃貸関連費用	256		251	
(4) 雑損失	4,565		3,507	
経常利益		297,096		320,043
5. 特別利益		-		3,794
(1) 固定資産処分益	-		3,794	
6. 特別損失		13,006		344
(1) 固定資産処分損	-		88	
(2) 減損損失	13,006		256	
税引前当期利益		284,089		323,493
法人税、住民税及び事業税	82,774		53,681	
法人税等調整額	▲ 2,800		▲ 18,238	
法人税等合計額		79,973		35,443
当期剰余金		204,116		288,050
当期首繰越剰余金		302,029		245,727
税効果調整積立金取崩額		980		-
財務基盤強化・施設整備積立取崩額		-		54,800
土地再評価差額金取崩額		1,264		1,432
当期未処分剰余金		508,390		590,009

(注)「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(令和6年2月1日から令和7年1月31日)	(令和7年2月1日から令和8年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	284,089	323,493
減価償却費	135,484	127,473
減損損失	13,006	256
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 3,141	▲ 240,653
賞与引当金の増減額(▲は減少)	1,404	▲ 3,200
その他引当金等の増減額(▲は減少)	3,190	3,190
信用事業資金運用収益	▲ 760,157	▲ 899,520
信用事業資金調達費用	54,301	210,796
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 43,509	▲ 43,722
支払雑利息	295	254
有価証券関係損益(▲は益)	▲ 10,454	▲ 4,538
固定資産売却損益(▲は益)		▲ 3,706
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	652,859	917,711
預金の純増(▲)減	2,002,000	2,394,000
貯金の純増(▲)減	▲ 1,900,801	▲ 1,911,052
信用事業借入金の純増(▲)減	▲ 540,285	▲ 285
その他の信用事業資産の純増(▲)減	21,549	▲ 5,053
その他の信用事業負債の純増(▲)減	33,943	▲ 65,436
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増(▲)減	22,419	▲ 9,978
未経過共済付加収入の純増(▲)減	▲ 1,135	2,071
その他の共済事業資産の純増(▲)減	▲ 5,587	947
その他の共済事業負債の純増(▲)減	883	▲ 277
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	11,576	▲ 1,849
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 13,339	▲ 3,689
支払手形及び経済事業未払金の純増(▲)減	15,976	▲ 4,542
経済受託債務の純増(▲)減	▲ 2,434	877
その他の経済事業資産の純増(▲)減	▲ 2,172	1,936
その他の経済事業負債の純増(▲)減	▲ 11,002	10,368
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(▲)減	19,318	27,374
その他の負債の純増(▲)減	53,541	▲ 12,646
未払消費税等の増減額(▲は減少)	▲ 995	▲ 1,261
信用事業資金運用による収入	794,725	831,573
信用事業資金調達による支出	▲ 39,242	▲ 154,539
小 計	786,306	1,486,371
雑利息及び出資配当金の受取額	43,509	43,722
雑利息の支払額	▲ 295	▲ 254
法人税等の支払額	▲ 131,056	▲ 82,773
事業活動によるキャッシュ・フロー	698,464	1,447,065
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 2,976,029	▲ 692,491
有価証券の売却による収入	1,670,537	
有価証券の償還による収入	600,000	399,657
固定資産の取得による支出	▲ 77,449	▲ 30,419
固定資産の売却による収入		8,817
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 782,940	▲ 314,093
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	52,403	24,559
出資の払戻しによる支出	▲ 75,276	▲ 78,120
持分の取得による支出	▲ 5,868	▲ 30,322
持分の譲渡による収入	5,868	30,322
出資配当金の支払額	▲ 18,561	▲ 32,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 41,434	▲ 86,224
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲ 125,910	1,046,405
6 現金及び現金同等物の期首残高	670,652	544,741
7 現金及び現金同等物の期末残高	544,741	1,591,146

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 購買品（一品管理） | ：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 購買品（グループ管理） | ：売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| その他の棚卸資産 | ：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき、本年度一括償却しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

なお、当該事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として表示しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。なお、販売事業のうち、米穀の収益については、県域全体での販売実績進捗率に基づき、収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜選果場・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務及び施設を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、売店・食堂については、販売品の引き渡し時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談等を提供する事業であり、当組合は利用者等からの依頼に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 直売事業

組合員が生産した農産物を当組合の店舗にて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示し、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

なお、当事業年度において除去すべき各事業間の内部損益はありません。

米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売により生じた販売品の販売委託者に対する前渡金及び立替金を計上しています。

また、経済受託債務に全農から送金された概算金及び受託販売により生じた前受金を計上しています。

全農が県域共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っています。

なお、決算時には、県域全体での販売実績進捗率に基づき、当組合が受け取る販売手数料を調整する会計処理を行っています。

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 133,824 千円
(繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産額 188,053 千円)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した総合収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 13,006 千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

なお、当事業年度において、葬祭みなみについては、主要な資産の市場価格の著しい下落により減損の兆候があると判断しましたが、減損の認識の判定において、当該資産から得られる割引前将来キャッ

シュ・フローの総額がその帳簿価格を上回っていたことから、減損損失を認識していません。

当組合では、主要な仮定を将来キャッシュ・フローの見積りと認識しています。将来キャッシュ・フローの見積りは、令和7年1月に作成した総合収支計画を基礎とし、翌事業年度の傾向がそれ以降も継続すると仮定して算出しています。

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合には減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 240,843 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 191,147 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 82,840 千円 機械装置 72,794 千円 その他の有形固定資産 35,512 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 7,500,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 2,900 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 64,321 千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 301,463 千円、危険債権額は 31,551 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額と貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 333,014 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 35,881 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、共同利用施設等については組合全体の共用資産としています。

なお、堆肥舎については、翌事業年度に撤去を予定していることから独立した資産グループとして遊休資産にグルーピングしています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
みなみ自動車センター	営業用店舗	土地	
旧久賀支店隣接土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧寺原支店・倉庫跡地	遊休資産	その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧十和支所	遊休資産	土地	業務外固定資産
谷和原給油所跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
堆肥舎	遊休資産	建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

みなみ自動車センターについては当該事業所の営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧久賀支店隣接土地、旧寺原支店・倉庫跡地、旧十和支所、谷和原給油所跡地、堆肥舎については遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能価格で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

建物 9,154 千円 土地 2,989 千円 その他の有形固定資産 863 千円

④ 回収可能価額の算定方法

みなみ自動車センター、旧久賀支店隣接土地、旧寺原支店・倉庫跡地、旧十和支所、谷和原給油所跡地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用し、その時価は固定資産税評価額及び不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

また、堆肥舎の固定資産の回収可能額は正味売却価額を採用し、ゼロとして算定しています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、80.9%は住宅資金に対するものであり、当該住宅資金をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が217,188千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	77,372,255	77,197,344	▲174,911
有価証券			
その他有価証券	8,767,953	8,767,953	-
貸出金	21,085,375		
貸倒引当金(*)	▲240,834		
貸倒引当金控除後	20,844,541	20,759,572	▲84,968
資産計	106,984,749	106,724,870	▲259,879
貯金	106,389,731	106,195,301	▲194,430
負債計	106,389,731	106,195,301	▲194,430

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,415,040

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	77,372,255	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	400,000	300,000	700,000	100,000	810,000	7,110,000
貸出金(*1,2)	1,145,797	1,051,717	1,024,888	990,374	944,870	15,676,672
合計	78,918,052	1,351,717	1,724,888	1,090,374	1,754,870	22,786,672

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)64,519千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等251,054千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	97,780,037	2,976,467	4,651,564	318,492	663,169	-
合計	97,780,037	2,976,467	4,651,564	318,492	663,169	-

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の			
債券			
国債	940,620	899,684	40,935
社債	651,720	622,604	29,115
小計	1,592,340	1,522,288	70,051
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの			
債券			
国債	1,358,100	1,487,559	▲129,459
地方債	827,260	899,746	▲72,486
社債	4,990,253	5,401,848	▲411,595
小計	7,175,613	7,789,154	▲613,541
合計	8,767,953	9,311,443	▲543,490

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券	1,668,005	2,953	258
合計	1,668,005	2,953	258

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	▲54,666 千円
退職給付費用	30,531 千円
退職給付の支払額	▲3,859 千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲13,588 千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲10,715 千円
期末における前払年金費用	▲52,298 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	558,472 千円
特定退職金共済制度	▲353,028 千円
確定給付型年金制度	▲257,741 千円
前払年金費用	52,298 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	30,531 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,036 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、76,540 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	48,998 千円
未収利息不計上	2,673 千円
賞与引当金	5,134 千円
組合員組織助成金	2,142 千円
未払事業税	4,853 千円

役員退職慰労引当金	7,491千円
減価償却限度超過（減損損失分）	14,957千円
資産除去債務	55,837千円
その他有価証券評価差額金	165,843千円
土地減損損失	36,233千円
減価償却限度超過（借地上土盛費用）	4,740千円
借地整地費用	2,077千円
有価証券減損処理	18,488千円
その他	<u>1,818千円</u>
繰延税金資産小計	371,290千円
評価性引当額	<u>▲183,237千円</u>
繰延税金資産合計（A）	188,053千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	▲7,815千円
固定資産過大計上額（資産除去債務）	▲31,798千円
前払年金費用	▲14,486千円
全農適格合併みなし配当	<u>▲128千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>▲54,228千円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	133,824千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	77,683,641千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>▲77,138,900千円</u>
現金及び現金同等物	544,741千円

令和7年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 購買品（一品管理） | ：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 購買品（グループ管理） | ：売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| その他の棚卸資産 | ：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき、本年度一括償却しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

なお、当該事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として表示しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。なお、販売事業のうち、米穀の収益については、県域全体での販売実績進捗率に基づき、収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜選果場・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務及び施設を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、売店・食堂については、販売品の引き渡し時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談等を提供する事業であり、当組合は利用者等からの依頼に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 直売事業

組合員が生産した農産物を当組合の店舗にて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示し、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

なお、事業年度において除去すべき各事業間の内部損益はありません。

米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売により生じた販売品の販売委託者に対する前渡金及び立替金を計上しています。

また、経済受託債務に全農から送金された概算金及び受託販売により生じた前受金を計上しています。

全農が県域共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っています。

なお、決算時には、県域全体での販売実績進捗率に基づき、当組合が受け取る販売手数料を調整する会計処理を行っています。

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 207,450 千円
(繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産額 283,734 千円)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した総合収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 256 千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

なお、当事業年度において、葬祭みなみについては、主要な資産の市場価格の著しい下落により減損の兆候があると判断しましたが、減損の認識の判定において、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価格を上回っていたことから、減損損失を認識していません。

当組合では、主要な仮定を将来キャッシュ・フローの見積りと認識しています。将来キャッシュ・フローの見積りは、令和8年1月に作成した総合収支計画を基礎とし、翌事業年度の傾向がそれ以降も継続すると仮定して算出しています。

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合には減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 190千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は187,455千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 82,840千円 機械装置 69,103千円 その他の有形固定資産 35,512千円

(2) 担保に供している資産

定期預金7,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 54,655千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は35,167千円、危険債権額は51,038千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額と貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は86,205千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 38,382 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、共同利用施設等については組合全体の共用資産としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧久賀支店隣接土地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

旧久賀支店隣接土地については遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

土地 256 千円

④ 回収可能価額の算定方法

旧久賀支店隣接土地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用し、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

(追加情報)

取手市姥島土地区画整理組合の貸付債権の回収処理において、貸出元である当組合と茨城県信用農業協同組合連合会との貸付債権充当額についての調停を申し立て、当該調停が令和 8 年 2 月 20 日に成立したため、当事業年度に貸出金 240,541 千円及び同額の貸倒引当金を減額し、貸倒引当金戻入益 105,000 千円を信用事業費用に計上しています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、81.0%は住宅資金に対するものであり、当該住宅資金をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.56%上昇したものと想定した場合には、経済価値が356,565千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	76,019,427	75,781,492	▲237,934
有価証券			
その他有価証券	8,516,267	8,516,267	
貸出金	20,161,380		
貸倒引当金(*)	▲ 187		
貸倒引当金控除後	20,161,192	19,584,728	▲576,463
資産計	104,696,887	103,882,488	▲814,398
貯金	104,478,678	104,208,171	▲270,507
負債計	104,478,678	104,208,171	▲270,507

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,415,040

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	76,019,427	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	300,000	800,000	100,000	810,000	600,000	7,110,000
貸出金(*1,2)	1,143,236	1,051,524	1,014,286	973,183	927,823	15,044,152
合計	77,462,664	1,851,524	1,114,286	1,783,183	1,527,823	22,154,152

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）67,578千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等7,173千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	96,920,489	4,080,437	2,391,471	562,520	523,758	-
合計	96,920,489	4,080,437	2,391,471	562,520	523,758	-

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の	債券			
	国債	913,140	899,743	13,396
	社債	255,570	222,920	32,650
	小計	1,168,710	1,122,663	46,046
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	債券			
	国債	1,688,090	1,983,510	▲295,420
	地方債	846,750	997,786	▲151,036
	社債	4,812,717	5,504,855	▲692,138
小計	7,347,557	8,486,151	▲1,138,594	
合計	8,516,267	9,608,815	▲1,092,548	

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、こ

の制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	▲52,298 千円
退職給付費用	30,100 千円
退職給付の支払額	▲1,602 千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲11,508 千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲10,708 千円
期末における前払年金費用	▲46,017 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	518,415 千円
特定退職金共済制度	▲317,078 千円
確定給付型年金制度	▲247,354 千円
前払年金費用	▲46,017 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	30,100 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,101 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、68,655 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	49,548 千円
未収利息不計上	2,723 千円
賞与引当金	4,247 千円
組合員組織助成金	2,270 千円
未払事業税	3,052 千円
役員退職慰労引当金	8,564 千円
減価償却限度超過（減損損失分）	9,598 千円
資産除去債務	53,043 千円
その他有価証券評価差額金	323,353 千円
土地減損損失	36,593 千円
減価償却限度超過（借地上土盛費用）	4,859 千円
借地整備費用	2,130 千円
有価証券減損処理	18,955 千円
その他	1,655 千円
繰延税金資産小計	520,597 千円
評価性引当額	▲236,863 千円
繰延税金資産合計（A）	283,734 千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	▲3,854 千円
固定資産過大計上額（資産除去債務）	▲30,172 千円
前払年金費用	▲13,040 千円
貸倒引当金戻入益	▲29,085 千円
全農適格合併みなし配当	▲132 千円
繰延税金負債合計（B）	▲76,283 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	207,450 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲1.8%
住民税均等割額	1.4%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	0.1%
評価性引当額の増減	▲16.9%
その他	▲0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.0%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,030千円増加し、その他有価証券評価差額金（借方）は5,488千円、法人税等調整額（貸方）は458千円それぞれ減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は3,537千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	76,336,046 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲74,744,900 千円
現金及び現金同等物	1,591,146 千円

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	508,390,833	590,009,213
外部出資減損対応積立金取崩額	-	250,000,000
合 計	508,390,833	840,009,213
剰余金処分数額	262,663,736	549,875,114
利益準備金	50,000,000	60,000,000
任意積立金	180,000,000	468,504,986
税効果調整積立金	-	43,704,986
財務基盤強化・施設整備積立金	150,000,000	94,800,000
経営安定化積立金	-	300,000,000
特別積立金	30,000,000	30,000,000
出資配当金	32,663,736	21,370,128
次期繰越剰余金	245,727,097	290,134,099

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和6年度	1.50%
令和7年度	1.00%

※ただし、年度内の増資及び新規加入については、日割計算しています。

なお、自己資本の充実のうえから、支払うべき配当金は各組員の出資予約預かり金としてお預かりを行い、出資1口(1,000円)に達した時点で出資金へ振り替えるものとします。

2. 令和7年度の目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

種類	目的及び取り崩し基準	積立目標額	当期末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。	/	22,209
財務基盤強化・施設整備積立金	財務に大きな影響を与える事項の顕在化並びに施設の取得及び既存施設修理整備のための支出を要したとき、相当額を取り崩す。	1,500,000	1,145,200
外部出資減損対応積立金	外部出資の減損リスクに備えるため、積立を行う。取り崩しは外部出資の減損損失発生年度に減損損失相当額の範囲内で理事会の決議により取り崩す。	/	250,000
経営安定化積立金	会計基準の改訂に伴うリスク経費相当額、固定資産の減損から生じたリスク経費相当額、有価証券の減損から生じたリスク経費相当額、外部出資の減損から生じたリスク経費相当額を取り崩す。	1,000,000	/

※目的及び取り崩し相当額を理事会の決議により取り崩します。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和6年度	10,000,000円
令和7年度	10,000,000円

部門別損益計算書

令和6年度

第36年度（令和6年2月1日から令和7年1月31日まで）部門別損益計算書

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,249,534	825,408	352,853	1,323,712	740,069	7,490	
事業費用 ②	1,856,629	136,299	24,156	1,038,141	652,127	5,903	
事業総利益 ③=①-②	1,392,905	689,108	328,697	285,570	87,941	1,587	
事業管理費 ④	1,144,014	431,222	313,257	270,820	85,243	43,471	
(うち減価償却費) ⑤	(135,026)	(55,158)	(35,606)	(30,812)	(9,654)	(3,794)	
(うち人件費) ⑤'	(740,757)	(276,560)	(203,689)	(176,077)	(55,472)	(28,957)	
うち共通管理費 ⑥		108,087	69,773	60,380	18,918	7,435	▲ 264,595
(うち減価償却費) ⑦		(55,158)	(35,606)	(30,812)	(9,654)	(3,794)	(▲ 135,026)
(うち人件費) ⑦'		(38,815)	(25,056)	(21,683)	(6,793)	(2,670)	(▲ 95,020)
事業利益 ⑧=③-④	248,890	257,886	15,440	14,750	2,697	▲ 41,883	
事業外収益 ⑨	54,223	19,960	14,845	13,086	4,176	2,154	
うち共通分 ⑩		2,750	1,775	1,536	481	189	▲ 6,734
事業外費用 ⑪	6,017	2,413	1,601	1,385	434	183	
うち共通分 ⑫		2,030	1,310	1,134	355	139	▲ 4,971
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	297,096	275,433	28,685	26,451	6,439	▲ 39,913	
特別利益 ⑭	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	13,006	5,313	3,429	2,968	929	365	
うち共通分 ⑰		5,313	3,429	2,968	929	365	▲ 13,006
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	284,089	270,120	25,255	23,483	5,509	▲ 40,278	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		16,888	10,947	9,477	2,964	▲ 40,278	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益 ⑳=⑱-⑲	284,089	253,231	14,307	14,005	2,545		

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部を除く3分割=(人員割+事業総利益割+事業管理費(人件費を除く)割)÷3

(2) 営農指導事業

管理部及び営農指導を除く3分割=(人員割+事業総利益割+事業管理費(人件費を除く)割)÷3

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	40.85	26.37	22.82	7.15	2.81	100.00
営農指導事業	41.93	27.18	23.53	7.36		100.00

3 予算統制の状況

(単位:千円)

区 分	当 初 予算額	修正額	修正後 予算額c	決算額d	差 引 (c-d)	
事業管理費	1,340,000	0	1,340,000	1,144,014	195,985	
営農 指導 事業	収入a	5,300	0	5,300	7,755	▲ 2,455
	支出b	15,300	0	15,300	14,846	453
	差引(a-b)	▲ 10,000	0	▲ 10,000	▲ 7,091	▲ 2,908

4 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益a(=⑬)	275,433	28,685	26,451	6,439	▲ 39,913
減価償却費b(=⑤-⑦)	0	0	0	0	0
共通管理費等c(=⑥-⑩+⑫)	107,367	69,308	59,978	18,792	7,385
専属事業損益a+b+c	382,800	97,994	86,429	25,232	▲ 32,527

部門別損益計算書

令和7年度

第37年度(令和7年2月1日から令和8年1月31日まで)部門別損益計算書

(単位:千円)

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,007,012	1,202,035	344,490	1,713,365	745,180	1,940	
事業費用	②	2,551,821	437,701	21,090	1,416,851	670,635	5,538	
事業総利益	③=①-②	1,455,191	764,333	323,397	296,513	74,544	▲ 3,598	
事業管理費	④	11,824,404	452,772	292,982	367,839	32,919	35,926	
(うち減価償却費)	⑤	(127,042)	(57,435)	(33,852)	(26,959)	(7,358)	(1,434)	
(うち人件費)	⑤'	(719,356)	(275,347)	(182,229)	(224,162)	(17,231)	(20,384)	
うち共通管理費	⑥		109,412	62,606	61,492	11,740	4,171	▲ 249,423
(うち減価償却費)	⑦		(57,435)	(33,852)	(26,959)	(7,358)	(1,434)	(▲ 127,042)
(うち人件費)	⑦'		(36,735)	(20,340)	(24,305)	(3,119)	(1,920)	(▲ 86,420)
事業利益	⑧=③-④	272,750	316,115	30,414	▲ 71,325	41,624	▲ 39,524	
事業外収益	⑨	52,217	3,813	2,144	34,056	12,009	192	
うち共通分	⑩		609	343	337	66	22	▲ 1,385
事業外費用	⑪	4,924	1,344	822	1,753	938	65	
うち共通分	⑫		201	114	120	20	8	▲ 464
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	320,043	314,030	31,735	▲ 39,021	52,695	▲ 39,396	
特別利益	⑭	3,794	1,608	887	1,079	133	86	
うち共通分	⑮		1,608	887	1,079	133	86	▲ 3,794
特別損失	⑯	344	146	81	96	12	7	
うち共通分	⑰		55	30	34	5	2	▲ 128
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	323,493	315,492	32,542	▲ 38,038	52,816	▲ 39,318	
営農指導事業分 配賦額	⑲		17,051	9,411	11,442	1,412	▲ 39,318	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益	⑳=⑱-⑲	323,493	298,440	23,130	▲ 49,481	51,404		

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部を除く3分割=(人員割+事業総利益割+事業管理費(人件費除く)割)÷3

(2) 営農指導事業

管理部及び営農指導を除く3分割=(人員割+事業総利益割+事業管理費(人件費除く)割)÷3

※ 当年度より共通管理の配賦方法の算定基礎を一部変更しているため、前年度数値との単純比較には留意が必要です。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	43.88	25.10	24.64	4.71	1.67	100.00
営農指導事業	43.37	23.94	29.10	3.59		100.00

3 予算統制の状況

(単位:千円)

区 分	当 初 予算額	修正額	修正後 予算額c	決算額d	差 引 (c-d)	
事業管理費	1,290,600	0	1,290,600	1,182,440	108,159	
営農 指導 事業	収入a	5,300	0	5,300	4,450	849
	支出b	14,300	0	14,300	12,996	1,303
	差引(a-b)	▲ 9,000	0	▲ 9,000	▲ 8,546	▲ 454

4 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益a(=⑬)	314,030	31,735	▲ 39,021	52,695	▲ 39,396
減価償却費b(=⑤-⑦)	0	0	0	0	0
共通管理費等c(=⑥-⑩+⑫)	109,005	62,370	61,275	11,694	4,157
専属事業損益a+b+c	423,035	94,105	22,254	64,389	▲ 35,239

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月29日
茨城みなみ農業協同組合
代表理事組合長 齊藤 繁

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、いぶき監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	3,274	3,189	3,232	3,249	4,007
信用事業収益	744	783	813	825	1,202
共済事業収益	382	359	344	352	344
農業関連事業収益	1,275	1,189	1,233	1,323	1,713
その他事業収益	871	857	841	747	747
経常利益	253	364	325	297	320
当期剰余金	100	251	290	204	288
出資金	1,358	1,556	2,211	2,185	2,179
(出資口数)	(1,358,067口)	(1,557,020口)	(2,211,862口)	(2,185,013口)	(2,179,481口)
純資産額	4,595	4,639	5,575	5,560	5,312
総資産額	107,897	114,477	115,736	113,337	111,074
貯金等残高	101,149	108,025	108,290	106,389	104,478
貸出金残高	22,546	22,476	21,791	21,085	20,161
有価証券残高	6,349	7,128	8,267	8,767	8,516
剰余金配当金額	12	21	18	32	21
出資配当金	12	21	18	32	21
事業利用分量配当金	-	-	-	-	-
職員数	181	174	174	170	172
単体自己資本比率	12.57%	13.29%	16.99%	18.04%	20.62%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	711	693	▲ 18
役務取引等収支	16	19	3
その他信用事業収支	▲ 38	51	89
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	730 (0.60%)	712 (0.67%)	▲ 18 (0.07%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,472 1.29%	1,447 1.29%	▲ 25 0.00%
事業純益	328	265	▲ 63
実質事業純益	328	265	▲ 63
コア事業純益	326	265	▲ 61
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	326	265	▲ 61

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	108,023	765	0.71%	105,529	904	0.86%
うち預金	77,700	470	0.60%	75,194	573	0.76%
うち有価証券	8,788	101	1.15%	9,459	109	1.16%
うち貸出金	21,534	193	0.90%	20,876	221	1.06%
資金調達勘定	106,799	54	0.05%	104,144	210	0.20%
うち貯金・定期積金	106,504	53	0.05%	104,143	210	0.20%
うち借入金	295	0	0.00%	0	0	0.07%
経費率			0.30%			0.32%
総資金利ざや			0.36%			0.34%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	14	138
うち預金	12	102
うち有価証券	7	8
うち貸出金	▲ 5	27
支払利息	48	156
うち貯金・定期積金	48	156
うち譲渡性貯金	－	0
うち借入金	0	0
差引	▲ 34	▲ 17

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.26%	0.28%	0.02%
資本経常利益率	5.12%	5.38%	0.26%
総資産当期純利益率	0.17%	0.25%	0.08%
資本当期純利益率	3.51%	4.84%	1.33%

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率
 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	19.81%	19.29%	▲0.52%
	期中平均	20.21%	20.04%	▲0.17%
貯証率	期末	8.24%	8.15%	▲0.09%
	期中平均	8.25%	9.08%	0.83%

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位: 百万円)

	項目	令和6年度	令和7年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,204	3,010
	一店舗当たり貯金残高	17,731	17,413
	一職員当たり貸出金残高	2,811	2,880
	一店舗当たり貸出金残高	3,514	3,360
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	6,925	6,493
	一店舗当たり長期共済保有高	33,934	32,901
経済事業	一職員当たり購買品供給高	54	63
	一職員当たり販売品販売高	118	146

- (注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店(所)、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度				令和7年度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	243	240	—	243	240	240	—	135	105	—
合 計	243	240	—	243	240	240	0	135	105	0

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	135

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業(貯金に関する指標)

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	52,724	49.5%	53,847	51.7%	1,123
定期性貯金	53,779	50.5%	50,296	48.3%	▲ 3,483
その他の貯金	-	-	-	-	-
小 計	106,504	100.0%	104,143	100.0%	▲ 2,361
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	106,504	100.0%	104,143	100.0%	▲ 2,361

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	51,935	99.3%	49,455	99.4%	▲ 2,480
うち固定金利定期	51,935	100.0%	49,455	100.0%	▲ 2,480
うち変動金利定期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業(貸出金等に関する指標)

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	-	-	-	-	-
証書貸付金	21,463	99.7%	20,809	99.7%	▲ 654
当座貸越	71	0.3%	67	0.3%	▲ 4
割引手形	-	-	-	-	-
金融機関貸付	-	-	-	-	-
合 計	21,534	100.0%	20,876	100.0%	▲ 658

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	8,553	40.5%	8,098	39.6%	▲ 455
変動金利貸出	12,343	58.5%	12,114	59.3%	▲ 229
その他	189	0.8%	188	0.9%	▲ 1
合 計	21,085	100.0%	20,401	100.0%	▲ 684

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	44	28	▲ 16
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	10,882	6,019	▲ 4,863
その他担保	41	73	32
小 計	10,969	6,120	▲ 4,847
農業信用基金協会保証	19,543	11,390	▲ 8,153
その他保証	-	-	-
小 計	19,543	11,390	▲ 8,153
信用	7,559	2,823	▲ 4,736
合 計	38,072	20,334	▲ 17,738

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	17,088	81.0%	16,563	81.2%	▲ 525
運転資金	3,994	18.9%	3,836	18.8%	▲ 158
合 計	21,085	100.0%	20,401	100.0%	▲ 684

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	478	2.2%	442	2.1%	▲ 36
林業	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-
製造業	2,167	10.2%	2,073	10.1%	▲ 94
鉱業	129	0.6%	126	0.6%	▲ 3
建設業	1,261	5.9%	1,177	5.7%	▲ 84
不動産業	386	1.8%	368	1.8%	▲ 18
電気・ガス・熱供給・水道業	205	0.9%	224	1.0%	▲ 19
運輸・通信業	1,380	6.5%	1,267	6.2%	▲ 113
卸売・小売業・飲食店	609	2.8%	582	2.8%	▲ 27
サービス業	3,988	18.9%	3,933	19.2%	▲ 55
金融・保険業	445	2.1%	409	2.0%	▲ 36
地方公共団体	2,722	12.9%	2,581	12.3%	▲ 141
その他	7,308	34.6%	7,213	35.3%	▲ 95
合 計	21,085	100.0%	20,401	100.0%	▲ 684

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業			
穀作	98	77	▲ 21
野菜・園芸	35	26	▲ 9
果樹・樹園農業	14	10	▲ 4
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	2	1	▲ 1
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	196	227	31
農業関連団体等	-	-	-
合計	346	343	▲ 3

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	325	311	▲ 14
農業制度資金	21	32	11
農業近代化資金	20	32	12
その他制度資金	-	0	-
合計	346	343	▲ 3

(注)1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	301	10	50	240	301
	令和7年度	35	7	27	0	35
危険債権	令和6年度	31	-	31	-	31
	令和7年度	51	-	51	-	51
要管理債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
小計	令和6年度	333	10	81	240	332
	令和7年度	86	7	79	-	86
正常債権	令和6年度	20,763				
	令和7年度	20,087				
合計	令和6年度	21,096				
	令和7年度	20,173				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業(内国為替取扱実績)

(単位:件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	1,007	4,467	13,630	94,282
	金 額	869	1,360	19,701	25,083
代金取立為替	件 数	-	-	1	-
	金 額	-	-	0	-
雑 為 替	件 数	47	26	808	411
	金 額	66	57	1,672	593
合 計	件 数	1,054	4,493	14,439	94,693
	金 額	935	1,417	21,375	25,677

信用事業(有価証券に関する指標)

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	2,448	2,638	190
地方債	634	975	341
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	5,705	5,846	141
株式	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	8,788	9,459	671

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

信用事業(有価証券等の時価情報等)

有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券						
	国債	940	899	40	913	899	13
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	651	622	29	255	222	32
	小計	1,592	1,522	70	1,168	1,122	46
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券						
	国債	1,358	1,487	▲ 129	1,688	1,983	▲ 295
	地方債	827	899	▲ 72	846	997	▲ 151
	社債	4,990	5,401	▲ 411	4,812	5,504	▲ 692
	小計	7,175	7,789	▲ 613	7,347	8,486	▲ 1,138
合計		8,767	9,311	▲ 543	8,516	9,608	▲ 1,092

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	8,265	52,691	8,161	49,485
定期生命共済	274	2,727	257	2,741
養老生命共済	2,070	13,139	1,847	11,591
うちこども共済	1,041	4,722	1,024	4,362
医療共済	4,524	326	4,475	266
がん共済	927	77	1,020	70
定期医療共済	122	334	109	309
介護共済	615	1,786	693	1,999
認知症共済	53		49	
生活障害共済	242		239	
特定重度疾病共済	245		245	
年金共済	3,284	50	3,192	50
建物更生共済	9,298	132,476	9,036	130,896
合 計	29,919	203,606	29,323	197,410

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	4,524	16 283	4,475	14 336
がん共済	927	5 20	1,020	4 20
定期医療共済	122	0	109	0
合 計	5,573	22 283	5,604	19 356

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	615	2,252	693	2,611
認知症共済	53	140	49	110
生活障害共済(一時金型)	225	1,570	222	1,750
生活障害共済(定期年金型)	17	17	17	17
特定重度疾病共済	245	383	245	362

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,862	1,090	1,781	1,049
年金開始後	1,422	653	1,411	649
合 計	3,284	1,743	3,192	1,698

(注)金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	688	8,810	9	667	8,693	8
自動車共済	6,569		256	6,612		261
傷害共済	7,555	27,535	2	7,384	26,470	1
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	95		0	90		0
自賠責共済	1,269		20	1,334		21
合 計	16,176		287	16,087		293

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		
	供給高	粗収益(手数料)	供給高	粗収益(手数料)	
生産資材	肥料	275	45	305	54
	飼料	2	0	1	0
	農業機械	257	38	280	37
	農薬	235	28	253	33
	自動車	40	2	47	1
	燃料	183	6	193	7
	保温資材	36	3	44	3
	包装資材	25	3	21	2
	建築資材	2	0	3	0
	種苗・素畜	66	9	73	12
小計	1,126	136	1,223	152	
生活物資	米	5	0	10	1
	一般食品	28	5	26	5
	耐久消費財	136	12	106	8
	衣料品	2	0	2	0
	日用保健雑貨	24	2	32	2
小計	197	21	179	18	
合 計	1,324	157	1,402	171	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	3,239	52	4,212	36
麦	37	2	29	2
大豆	0	0	0	-
野菜	147	1	120	1
花き・花木	15	0	11	0
直売所・インショップ	253	36	283	35
合 計	3,693	93	4,657	75

買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
買取米	98	27	371	21
合 計	98	27	371	21

保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収益	保管料	21	19
	その他	7	5
	計	28	24
費用	その他費用	1	1
	計	1	1
差 引		26	23

加工事業取扱実績

該当する取引はございません。

利用事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収益	乾燥施設	38	51
	葬祭事業	266	278
	育苗事業	53	53
	生活利用事業(味噌・餅)	2	1
	売店・食堂	76	76
	計	436	460
費用	乾燥施設	33	34
	葬祭事業	235	245
	育苗事業	31	32
	生活利用事業(味噌・餅)	1	1
	売店・食堂	64	66
	計	367	380
差 引		69	79

宅地等供給事業取扱実績

該当する取引はございません。

直売事業(直売所・インショップ等)取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
取扱高	生産者からの受託販売高	253	283
	その他商品の買取売上高	139	134
	その他商品の受託売上高	49	47
	計	441	465
収益	生産者からの手数料(※)	36	35
	その他商品の買取売上高(※)	139	134
	その他商品の手数料(※)	9	8
	計	184	178
費用	その他商品の買取仕入高	112	109
	計	112	109
差 引		71	69

(注)※の項目は販売事業にも記載しています。

その他の事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収益	直売事業	148	143
	計	148	143
費用	直売事業	112	109
	計	112	109
差 引		35	34

指導事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収入	実費収入	7	4
	計	7	4
支出	営農改善費	5	5
	生活改善費	2	2
	教育広報費	6	5
	農政活動費	0	0
	計	14	12
差 引		▲ 7	▲ 8

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,560	5,821
うち、出資金及び資本準備金の額	2,185	2,179
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,438	3,694
うち、外部流出予定額(△)	32	21
うち、上記以外に該当するものの額	30	31
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	5,560	5,821
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	7	7
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7	7
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	37	32
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	45	40
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	5,514	5,781
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	28,020	27,320
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,549	716
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	30,569	28,036
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	18.04%	20.62%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	311	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,394	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,628	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	20	2	0
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	77,763	15,552	622
法人等向け	6,050	2,290	91
中小企業等向け及び個人向け	114	23	0
抵当権付住宅ローン	5,366	1,078	43
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	251	15	0
取立未済手形	12	2	0
信用保証協会等保証付	11,738	1,167	46
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	557	557	22
(うち出資等のエクスポージャー)	557	557	22
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	5,222	4,643	293
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,857	7,643	185
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,364	2,685	107
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	113,430	28,020	1,120
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	113,430	28,020	1,120
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	-		-
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	28,020		1,120

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	316	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,892	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,586	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	20	2	0
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	76,476	15,295	611
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5,721	2,159	86
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	885	196	7
（うちトランザクター向け）	1	0	0
不動産関連向け	5,303	1,083	43
（うち自己居住用不動産等向け）	5,284	1,070	42
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	19	13	0
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	268	135	5
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
取立未済手形	15	3	0
信用保証協会等による保証付	11,403	1,134	45
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	557	557	22
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	3,965	6,751	270
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	1,857	4,643	185
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,108	2,108	84
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	111,413	27,320	1,092
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
			-
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	27,320		1,092

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

令和7年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	716
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	28
BI	477
BIC	57

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内	113,430	21,132	9,335	-	251	111,172	20,206	9,634	-	28
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	113,430	21,132	9,335	-	251	111,172	20,206	9,634	-	28
法人	農業	109	109	-	-	101	101	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,101	-	1,101	-	901	-	901	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	798	-	798	-	799	-	799	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,202	-	1,202	-	1,102	-	1,102	-	-
	運輸・通信業	1,301	-	1,301	-	1,201	-	1,201	-	-
	金融・保険業	80,333	-	700	-	79,049	-	700	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,742	270	914	-	240	1,598	23	1,016	-
	日本国政府・地方公共団体	6,022	2,726	3,296	-	6,478	2,585	3,892	-	-
	上記以外	20	-	20	-	20	-	20	-	-
個人	18,025	18,025	-	-	10	17,496	17,496	0	-	28
その他	2,772	-	-	-	-	2,425	-	-	-	-
業種別残高計	113,430	21,132	9,335	-	251	111,172	20,206	9,634	-	28
1年以下	77,842	47	400	-	/	76,184	33	300	-	/
1年超3年以下	1,178	174	1,003	-	/	1,119	210	902	-	/
3年超5年以下	1,310	406	904	-	/	1,820	412	1,407	-	/
5年超7年以下	991	291	699	-	/	876	266	609	-	/
7年超10年以下	3,939	565	3,373	-	/	4,375	515	3,860	-	/
10年超	22,282	19,329	2,953	-	/	21,213	18,660	2,252	-	/
期限の定めのないもの	5,885	316	-	-	/	2,828	37	-	-	/
残存期間別残高計	113,430	21,132	9,335	-	/	111,172	20,137	9,634	-	/
平均残高計	108,079	21,576	8,789	-	/	105,966	20,926	9,459	-	/

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	令和6年度				令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	243	240	—	243	240	240	—	135	105

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	令和6年度					令和7年度							
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	243	240	—	243	240		240	—	135	105	0		
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
地域別計	243	240	—	243	240		240	—	135	105	0		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	240	240	—	240	240	—	240	—	135	105	0	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	3	0	—	3	0	—	0	—	—	—	0	—
業種別計	243	240	—	243	240	—	240	—	135	105	0	—	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D		
現金	0	316	—	316	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,892	—	2,892	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,586	—	3,586	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	20	—	20	—	2	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	76,476	—	76,476	—	15,295	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	5,721	—	5,721	—	2,159	38
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	883	20	826	2	196	24
（うちトランザクター向け）	45	—	12	—	1	0	45
不動産関連向け	20~150	5,303	—	5,302	—	1,083	20
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	5,284	—	5,283	—	1,070	20
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	19	—	19	—	13	70
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	268	—	268	—	135	50
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	15	—	15	—	3	20
信用保証協会等による保証付	0~10	11,403	—	11,345	—	1,134	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	557	—	557	—	557	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	3,965	0	3,965	0	6,751	170
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	1,857	—	1,857	—	4,643	250

[令和7年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0	—	0	—	0	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,108	0	2,108	0	2,108	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—						
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					27,320	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポー

[令和7年度]

(単位:百万円)

信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0						
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0	0	0					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0					
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0					
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0	0	0					
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(うち特定貸付債権向け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0							
株式等	0	0	0	0	0	0							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	0	0	0	0	0								
	0	0	0	0	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け (うち賃貸用不動産向け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)	0	0	0	0	0	0	0						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)	0	0	0										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け (うちADC向け)	0	0	0	0									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	0	0	0								
自己居住用不動産等向け (エクスポージャーに係る延滞)	0	0	0	0	0								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	0	0	0	0	0	0							
取立未済手形	2	0	0	0	0	△ 2							
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0							
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0							

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 勘案 後 削減 効果	リスク・ウエイト0%	—	6,468	6,468
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	11,697	11,697
	リスク・ウエイト20%	2,502	83,969	86,471
	リスク・ウエイト35%	—	37	37
	リスク・ウエイト50%	3,516	240	3,756
	リスク・ウエイト75%	—	21	21
	リスク・ウエイト100%	—	3,109	3,109
	リスク・ウエイト150%	—	10	10
	リスク・ウエイト250%	—	1,857	1,857
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
計		6,018	107,412	113,430

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	103,327	-	-	103,212
40%～70%	3,278	12	10	3,279
75%	241	2	10	239
80%	-	-	-	-
85%	23	-	-	23
90%～100%	10	2	10	10
105%～130%	-	-	-	-
150%	7	-	-	7
250%	557	-	-	557
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	3	10	0
合計	107,445	20	10	107,331

(注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構 向け	—	—	—
我が国の政府関係機関 向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個 人向け	2	38	—
抵当権付住宅ローン	—	5,328	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	18	825	—
合計	20	6,193	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構 向け	—	—	—
我が国の政府関係機関 向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び	—	—	—
保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及 び個人向け	28	742	0
自己居住用不動産等向 け	—	5,241	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住 用不動産等向けを除 く。)	—	20	—
自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに係 る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	28	6,004	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項**

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」(p. 17)をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,415	2,415	2,415	2,415
合計	2,415	2,415	2,415	2,415

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

**リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関する事項**

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	658	826	134	125
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	573	757		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	26	7		
6	短期金利低下	11	109		
7	最大値	658	826	134	125
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,781		5,406	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

<法定開示項目(農業協同組合施行規則第204条関係)>

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	基礎資料-43
○理事及び監事の氏名及び役職名	基礎資料-44
○会計監査人の名称	基礎資料-47
○事務所の名称及び所在地	基礎資料-46
○特定信用事業代理業者に関する事項	基礎資料-47
2. 主要な業務の内容	基礎資料-25
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	基礎資料-8
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	経営資料-78
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	経営資料-78
・経常利益又は経常損失	経営資料-78
・当期剰余金又は当期損失金	経営資料-78
・出資金及び出資口数	経営資料-78
・純資産額	経営資料-78
・総資産額	経営資料-78
・貯金等残高	経営資料-78
・貸出金残高	経営資料-78
・有価証券残高	経営資料-78
・単体自己資本比率	経営資料-78
・剰余金の配当の金額	経営資料-78
・職員数	経営資料-78
○直近の2事業年度における事業の概況	
<主要な業務の指標>	
・事業粗収益及び事業粗利益率	経営資料-79
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	経営資料-79
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利息や	経営資料-79
・受取利息及び支払利息の増減	経営資料-79
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	経営資料-80
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	経営資料-80
<貯金に関する指標>	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	経営資料-82
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	経営資料-82
<貸出金等に関する指標>	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	経営資料-83
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	経営資料-83
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	経営資料-83
・用途別の貸出金残高	経営資料-84
・主要な農業関係の貸出実績	経営資料-85
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	経営資料-84
・貯貸率の期末値及び期中平均値	経営資料-80
<有価証券に関する指標>	
・商品有価証券の種類別の平均残高	経営資料-87
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	経営資料-88
・有価証券の種類別の平均残高	経営資料-89
・貯証率の期末値及び期中平均値	経営資料-80

開示基準項目	掲載ページ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	基礎資料－17
○法令遵守の体制	基礎資料－20
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	基礎資料－15
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
<指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合>	
・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	基礎資料－21
<指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合>	
・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	基礎資料－21
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	経営資料－49,51,74
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	経営資料－86
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	経営資料－86
○自己資本の充実の状況	
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	基礎資料－23
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	基礎資料－23
・信用リスクに関する事項	自己資本－111
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	自己資本－111
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	自己資本－114
・証券化エクスポージャーに関する事項	自己資本－114
・CVAリスクに関する事項	自己資本－115
・マーケット・リスクに関する事項	自己資本－115
・オペレーショナル・リスクに関する事項	自己資本－115
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	自己資本－116
・金利リスクに関する事項	自己資本－119
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	自己資本－97
・自己資本の充実度に関する事項	自己資本－99
・信用リスクに関する事項	自己資本－103
・信用リスク削減手法に関する事項	自己資本－111
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	自己資本－114
・証券化エクスポージャーに関する事項	自己資本－114
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	自己資本－116
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	自己資本－118
・金利リスクに関する事項	自己資本－119
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	経営資料－89
・金銭の信託	経営資料－89
・デリバティブ取引	経営資料－89
・金融等デリバティブ取引	経営資料－89
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	経営資料－89
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	経営資料－81
○貸出金償却の額	経営資料－81
○会計監査人の監査	経営資料－77